

種苗法の一部を改正する法律案要綱

- 1 育成者権の効力が及ぶ利用の行為類型への種苗の貸渡しの追加
 - (1) 育成者権の効力が及ぶ登録品種の利用の行為類型として、種苗の貸渡しを追加する。(第二条第五項関係)
 - (2) 登録品種の種苗を業として貸し渡す者又は登録品種の種苗の貸渡しのための展示若しくは広告を業として行う者は、第二十一条の二第一項第一号ロ又は第二号ロに規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について公示がなされている旨の表示をその種苗等に付さなければならないこととする。(第二十一条の二第五項及び第六項関係)
 - (3) 登録品種の種苗を業として貸渡しの申出をし、又は貸し渡す場合には、当該登録品種の名称を使用しなければならないこととするとともに、登録品種が属する農林水産植物の種類又はこれと類似の種類に属する当該登録品種以外の品種の種苗を業として貸渡しの申出をし、又は貸し渡す場合には、当該登録品種の名称を使用してはならないこととする。(第二十二条関係)
 - (4) 登録品種の種苗を業として貸し渡す者又は登録品種の種苗の貸渡しのための展示若しくは広告を業として行う者は、その種苗が品種登録されている旨の表示を当該種苗等に付さなければならないこととする。(第五十五条関係)
 - (5) 登録品種以外の品種の種苗に品種登録されている旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付したものの貸渡し又は貸渡しのための展示をする行為を禁止するとともに、登録品種以外の品種の種苗を貸し渡すため、広告にその種苗が品種登録されている旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為を禁止する。(第五十六条関係)
- 2 出願公表に係る出願品種等の種苗又は収穫物を輸出する行為に関する差止請求権
 - (1) 出願者は、出願公表があった後、第二十一条の二第一項第一号に定める事項その他出願品種の内容を記載した書面を提示して警告をした場合において、その警告後品種登録前に、その出願品種等の種苗の輸出、又は最終消費以外の目的をもってその出願品種等の収穫物の輸出をする者に対し、その輸出する行為により回復することが困難な損害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、当該輸出する行為をやめることを請求することができることとする。(第十四条の二第一項関係)
 - (2) 出願者が(1)の請求に係る訴えを提起したときは、裁判所は、当該請求の相手方の申立てにより、相当の担保を立てるべきことを当該出願者に命ずることができることとする。(第十四条の二第七項関係)
- 3 出願品種の優先審査

品種登録出願に係る出願品種を当該品種登録出願の出願者でない者が業として利用していると認めるときその他の出願者の保護のためその品種登録出願が第十七条第一項各号のいずれかに該当するかどうかの判断を早期にすべき場合として政令で定める場合において必要があるときは、当該品種登録出願に係る出願品種の審査を他の品種登録出願に係る出願品種の審査に優先してすることができることとする。(第十五条の二関係)
- 4 育成者権の存続期間の延長

育成者権の存続期間を十年間延長し、品種登録の日から三十五年（第四条第二項に規定する品種にあつては、四十年）とする。（第十九条第二項関係）

5 育成者権の効力が及ばない範囲に関する規定の明確化

育成者権者等の行為により登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が譲渡された場合に当該登録品種の育成者権の効力がその譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用に及ばないとする規定について、その譲渡は日本国内の譲渡であることを明確化する。（第二十一条第二項関係）

6 育成者権の効力が及ぶ範囲への種苗等の輸出目的保管の追加

(1) 育成者権者等の行為により登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が譲渡された場合であっても、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し、当該登録品種等の種苗を輸出する目的をもって保管する行為及び最終消費以外の目的で当該登録品種等の収穫物を輸出する目的をもって保管する行為には、当該登録品種の育成者権の効力が及ぶこととする。（第二十一条第二項関係）

(2) 育成者権者等の行為により登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が譲渡された場合であっても、第二十一条第二項第二号に規定する国以外の国であつて第二十一条の二第一項第一号イに規定する指定国以外の国に対し、当該登録品種等の種苗を輸出する目的をもって保管する行為及び最終消費以外の目的で当該登録品種等の収穫物を輸出する目的をもって保管する行為には、当該登録品種の育成者権の効力が及ぶこととする。（第二十一条の二第一項関係）

7 育成者権の侵害に係る損害の額の算定に関する規定の見直し

(1) 育成者権の侵害に対する損害賠償額の算定において、育成者権者の利用の能力に応じた数量を超える一定の数量について、登録品種等の利用に対し受けるべき金銭の額に相当する額を損害の額とすることができることとする。（第三十四条第一項関係）

(2) 裁判所は、登録品種等の利用に対して受けるべき金銭の額に相当する額の認定に当たり、育成者権の侵害があつたことを前提として育成者権者が侵害者との間で合意をすとしたならば当該育成者権者が得ることとなる対価を考慮することができることとする。（第三十四条第四項関係）

8 登録品種の名称に係る推定

登録品種の名称を使用して業として種苗の譲渡、貸渡し等をした場合に、当該種苗は当該登録品種の種苗であると推定することとする。（第三十五条の三関係）

9 育成者権の侵害に係る訴えにおける第三者の意見の募集

育成者権の侵害に係る訴えが提起された裁判所は、広く一般に対し、当該事件に関する必要な事項について意見の提出を求めることができることとする。（第三十七条の二関係）

10 登録品種の名称使用義務等の違反に対する罰則の強化

第二十二条に規定する登録品種の名称使用義務等に違反した者に対する過料の上限を、十万円から二十万円に引き上げる。(第七十五条関係)

11 施行期日等

- (1) この法律は、令和八年十二月一日から施行する。ただし、4の育成者権の存続期間の延長に係る規定及び5の育成者権の効力が及ばない範囲に関する規定の明確化に係る規定については、公布の日から施行する。(附則第一条関係)
- (2) 4の育成者権の存続期間の延長に係る規定について当該規定の施行の日に現にその存続期間が満了していない育成者権に適用することとするほか、この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備する。(附則第二条から第七条まで関係)
- (3) 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(附則第八条関係)
- (4) 関係法律について所要の改正を行う。(附則第九条関係)